

資料3

島根県感染症予防計画の構成（案）

3-1 島根県感染症予防計画の構成（案）

◆島根県感染症予防計画の構成（案）について

国の基本指針に即したものとし、島根県においては、保健医療計画に感染症予防計画を包含することで整合性を確保する。

島根県感染症予防計画構成（案）	
	基本的な考え方
	現状と課題
	施策の方向
1	地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
2	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
3	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
4	地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
6	宿泊施設の確保に関する事項
7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
8	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項
9	感染症対策物資等の確保に関する事項
10	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
11	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
12	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
13	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
14	その他感染症の予防の推進に関する重要事項
	各圏域の状況（現状・課題と施策の方向）
	新興感染症に係る数値目標